

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	27		府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択適用できる。 ・特例措置の内容 適用期限を2年間延長する。		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2、第68条の15の5 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条、第39条の46 租税特別措置法施行規則第20条の9、第22条の31		
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	- （ ▲22,600 の内数 ） -	[平年度] (単位：百万円) - （ ▲22,600 の内数 ）
要望理由	(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等における中小企業等の経営力の向上を図るため、中小企業者等の設備投資を促進し、生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進の加速化することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。 (2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業者等を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから設備投資に力強さが欠けているところである。そのような状況下においても、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、即時償却等の税制上の強力な支援を行うことにより、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	27—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進 ○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号） （目的） 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定） 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 （4）消費など国内需要の喚起 企業の設備投資は、一部に先送りの動きが見られるなど感染症の影響を受けつつもソフトウェア投資等は底堅く推移している。サプライチェーンの強靱化への支援のほか、こうしたデジタル化やリモート化など社会変革を進める前向きな投資を強力に後押しする。
	政策の達成目標	中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。
合理性	政策目標の達成状況	中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。 【設備投資額の推移】 単位：億円 45,000 40,000 35,000 30,000 25,000 20,000 15,000 10,000 リーマンショック （平成20年9月） I III I III I III I III I III I III I III I III I III I H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 （出所）「法人企業統計」（財務省）

有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用事業者数) 令和3年度 24,601 令和4年度 24,650 ※平成30年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。 商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。 なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるとされている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。
ページ		27—2

税負担軽減措置等の適用実績	【適用件数】 平成 29 年度：14,143 件 平成 30 年度：26,469 件 【減収額】 平成 29 年度： 619 億円 平成 30 年度：1,063 億円			
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	【平成 30 年度】 (道府県民税) 特別償却 約 45 億円の内数 税額控除 約 5 億円の内数 (事業税) 特別償却 約 377 億円の内数 税額控除 — (市町村民税) 特別償却 約 137 億円の内数 税額控除 約 14 億円の内数 (地方法人特別税) 特別償却 約 163 億円の内数 税額控除 —		
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって半数以上の企業の投資判断を後押ししたとのアンケート結果がある。		
前回要望時の達成目標		中小企業の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		令和元年度における中小企業者等の設備投資は 12 兆円（四半期で 3 兆円）となっている。 中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。 税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業者等の設備投資実施企業割合等は改善傾向にあるが、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。		
これまでの要望経緯		平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 （平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設 （適用期間は平成 31 年 3 月末まで） 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 （適用期間は令和 3 年 3 月末まで） 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加		
ページ	27—3			